



特定不妊治療（先進医療） にかかった費用を一部 助成します

対 象 要 件

- 申請日時点で、練馬区に住民登録のある方
- 治療開始時から申請日まで継続して婚姻関係のある方（事実婚を含む）
※令和7年4月1日以降に開始した治療が対象
- 東京都の特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けた方（1年以内）
※助成上限回数は東京都に準じます。（治療開始日時点の年齢により異なります）
- 他自治体（東京都除く）から当該治療に関して助成を受けていないこと

申 請 に 必 要 な も の

- ① 練馬区特定不妊治療費（先進医療）助成申請書兼請求書
 - ② 東京都へ提出した「特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書」の写し
 - ③ 東京都から交付された「東京都特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」の写し
 - ④ 発行から3か月以内の戸籍謄本（住民基本台帳により婚姻関係が確認できない場合のみ）
- ※ 必要に応じてその他の書類（領収書等）をご提出いただく場合があります。

詳細は練馬区HPをご確認ください。



助 成 上 限 額

- 最大5万円

※ 保険診療の特定不妊治療と併せて実施した「先進医療」に係る費用の7割について、東京都の助成上限額15万円を差し引いた金額のうち5万円を上限に助成します。

申 請 方 法

- お近くの各保健相談所または健康推進課母子保健係の窓口
- 郵送
- 電子申請



問 い 合 わ せ 先 ・ 送 付 先

練馬区健康推進課母子保健係
（練馬区役所東庁舎6階）

03-5984-4621

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

区の助成を申請するためには、東京都の承認決定を受けている事が必要です。
東京都の助成事業の詳細は、東京都福祉局HPでご確認ください。

